平成30年度　保険料率について

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

平成30年度　保険料率に関する論点について

1.　平成30年度保険料率

平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるべきか。

○　協会けんぽの近年の財政状況や今後の5年収支見通し、医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。

○　平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論においては、保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。

2.　激変緩和措置

激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率について
どのように考えるか。

○　平成32年3月31日（平成31年度末）までとされている激変緩和措置の期限を踏まえ、30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

※29年度の激変緩和率は5.8／10 。均等に引き上げていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げ。

3.　変更時期

保険料率の変更時期は、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。

平成30年度　保険料率に関する基礎資料

協会けんぽ（医療分）の平成28年度決算を元にした収支見通し（平成29年9月試算）について

〇試算の趣旨

協会けんぽ（医療分）の平成28年度決算を元にして、一定の前提のもとに機械的に試算した平成33年度までの5年間の収支見通し。

■協会けんぽの平成28年度の収支【医療分】

■5年収支見通し（平成29年度～平成33年度）

協会けんぽの平成28年度の収支【医療分】

（単位：億円）

		平成28年度決算
収入	保険料収入	84,142
	国庫補助等	11,897
	その他	181
	計	96,220
支出	保険給付費	55,751
	老人保健拠出金	0
	前期高齢者納付金	14,885
	後期高齢者支援金	17,699
	退職者給付拠出金	1,093
	計	91,233
単年度収支差		4,987
準備金残高		18,086
保険料率		10.0%

（注）協会会計と国の特別会計との合算ベース

平成30年度　保険料率に関する基礎資料

○　医療給付費について、平成27、28年度における高額新薬の影響を鑑み、次の2ケースの前提をおいた。

【従来ケース】

平成26年度から平成28年度の協会けんぽ等の医療費の伸びの実績等を勘案したケース
（平成27、28年度の高額新薬による医療費の伸びの影響を含む）

＜平成３１年度以降の年齢階級別１人当たり医療費の伸び＞

70歳未満	２．１％
70歳以上75歳未満	０．０％
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	(注)０．１％

【追加ケース】

平成27、28年度の実績から高額新薬の影響を除外した上で、平成26年度から平成２８年度の協会けんぽ等の医療費の伸びの実績等を勘案したケース

＜平成３１年度以降の年齢階級別１人当たり医療費の伸び＞

70歳未満	２．０％
70歳以上75歳未満	▲０．２％
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	(注)０．０％

（注）いずれのケースも平成28年度実績が平成29年2月分までしか公表されていないため、平成28年度の11か月分の伸び▲２．０％を用いて算出した平成26～28年度平均である。
平成28年度実績が公表されれば、平成26～28年度平均を用いる予定。

○　賃金上昇率は、次の3ケースの前提をおいた。

Ⅰ	低成長ケース×０．５（注1）
Ⅱ	０．６％で一定（注2）
Ⅲ	０％で一定（注3）

（注1）低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年１月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」（平成26年６月）における低成長（ケースF～ケースH）にも用いられているものである。
（注2）標準報酬月額（年度累計）の伸び率の５年平均（平成24～28年度）
（注3）標準報酬月額（年度累計）の伸び率の１０年平均（平成19～28年度）

平成30年度　保険料率に関する論点　①保険料率について

【医療費：従来ケース】 5年収支見通し（平成29年度～平成33年度）

（単位：億円）

	賃金上昇率		平成２９年度	平成30年度	平成31年度	平成３２年度	平成３３年度
① 現在の保険料率 １０％を 据え置いた場合	Ⅰ.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		収支差	2,900	2,500	2,000	1,500	1,100
		準備金	21,000	23,400	25,400	26,900	28,000
	Ⅱ.0.6％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		収支差	2,900	2,500	1,300	300	▲500
		準備金	21,000	23,400	24,800	25,100	24,600
	Ⅲ.0％で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		収支差	2,900	2,500	800	▲600	▲1,900
		準備金	21,000	23,400	24,300	23,700	21,800
② 平成30年度以降 9.8%に変更 した場合	Ⅰ.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	2,900	600	100	▲400	▲700
		準備金	21,000	21,600	21,800	21,400	20,700
	Ⅱ.0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	2,900	600	▲500	▲1,500	▲2,300
		準備金	21,000	21,600	21,100	19,700	17,400
	Ⅲ.0％で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	2,900	600	▲1,000	▲2,400	▲3,700
		準備金	21,000	21,600	20,600	18,200	14,500
③ 平成30年度以降 9.7%に変更 した場合	Ⅰ.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	2,900	▲300	▲800	▲1,300	▲1,700
		準備金	21,000	20,700	19,900	18,700	17,000
	Ⅱ.0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	2,900	▲300	▲1,400	▲2,400	▲3,200
		準備金	21,000	20,700	19,300	16,900	13,700
	Ⅲ.0％で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	2,900	▲300	▲1,900	▲3,300	▲4,600
		準備金	21,000	20,700	18,800	15,500	10,900

最少

平成30年度　保険料率に関する論点　①保険料率について

【医療費：追加ケース】 5年収支見通し（平成29年度～平成33年度）

（単位：億円）

	賃金上昇率		平成２９年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成３３年度
① 現在の保険料率 １０％を 据え置いた場合	Ⅰ.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		収支差	3,200	2,800	2,000	1,700	1,400
		準備金	21,300	24,100	26,100	27,800	29,200
	Ⅱ.0.6%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		収支差	3,200	2,800	1,400	500	▲200
		準備金	21,300	24,100	25,500	26,000	25,800
	Ⅲ.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
		収支差	3,200	2,800	800	▲400	▲1,600
		準備金	21,300	24,100	25,000	24,500	22,900
② 平成30年度以降 9.8%に変更 した場合	Ⅰ.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	3,200	1,000	200	▲200	▲500
		準備金	21,300	22,300	22,500	22,300	21,800
	Ⅱ.0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	3,200	1,000	▲500	▲1,300	▲2,000
		準備金	21,300	22,300	21,800	20,500	18,500
	Ⅲ.0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
		収支差	3,200	1,000	▲1,000	▲2,200	▲3,400
		準備金	21,300	22,300	21,300	19,100	15,700
③ 平成30年度以降 9.7%に変更 した場合	Ⅰ.低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	3,200	100	▲700	▲1,100	▲1,400
		準備金	21,300	21,400	20,600	19,500	18,100
	Ⅱ.0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	3,200	100	▲1,400	▲2,200	▲3,000
		準備金	21,300	21,400	20,000	17,800	14,900
	Ⅲ.0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
		収支差	3,200	100	▲1,900	▲3,100	▲4,300
		準備金	21,300	21,400	19,500	16,400	12,100

最大

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

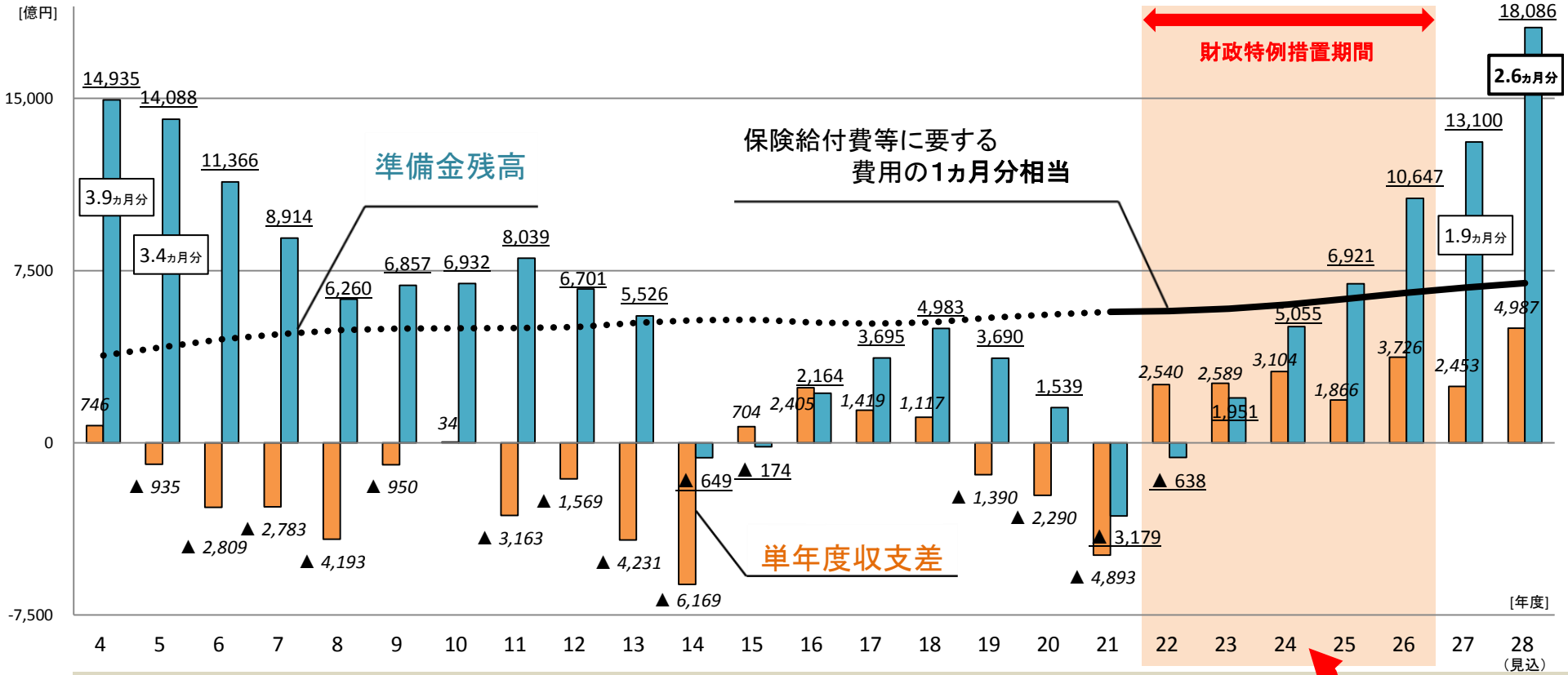

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（12年度）
・介護保険制度導入

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

（28年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～） →

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

平成30年度　保険料率に関する論点　②激変緩和率について

都道府県ごとの保険料率への移行に当たっては、その円滑な移行を図るため、平成32年3月までは、激変緩和措置を講じた上で、保険料率を決定することとなっています。

※平成28年5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされていますが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。

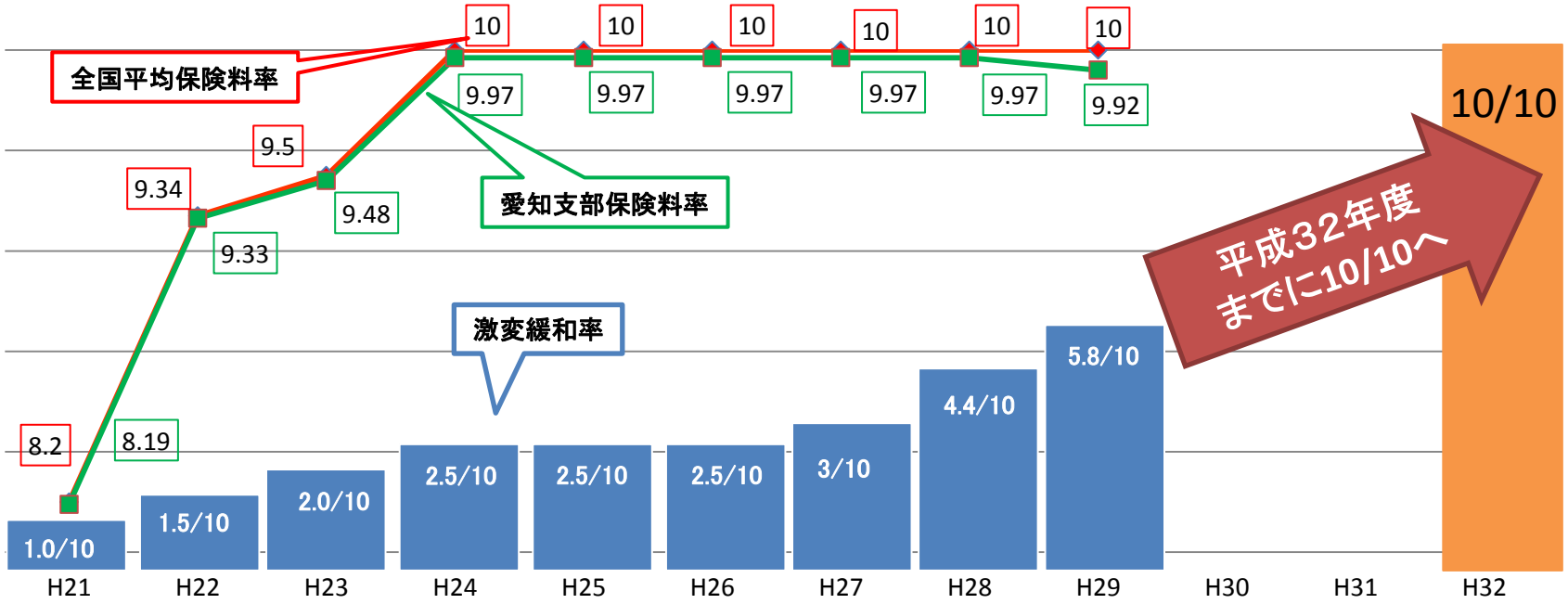

例1：平成29年度以降、残りの期間に毎年均等に引き上げる（1.4/10）場合

例2：据え置き分を上乗せし、平成30年度以降、毎年1/10ずつ引き上げる場合

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
例1	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10
例2				8/10	9/10	10/10

平成30年度　保険料率に関する論点　③変更時期について

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（4月納付分（3月分）改定に向けたスケジュール案）

	9月	10月	11月	12月	1月	2～3月
運営委員会	9/14	10/23	11/28	12/19 (12/26)	下旬	下旬
	アクションプラン（第三期の検証と第四期の検討）					
			事業計画（H30年度）			
				予算（H30年度）		
		インセンティブ制度（健保組合等の検討状況を踏まえつつ検討）				
	平均保険料率				都道府県単位保険料率	（保険料率の広報等）
支部評議会		インセンティブ				
		保険料率			都道府県単位保険料率	
			支部の事業計画（H30年度）			
			支部の予算（H30年度、特別計上分）			
国・その他	診療報酬・介護報酬改定、制度見直し検討（支払基金改革等）			政府予算案閣議決定	激変緩和率の提示	保険料率の認可等　事業計画、予算の認可等

協会けんぽの保険財政の傾向

○ 近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造となっている。

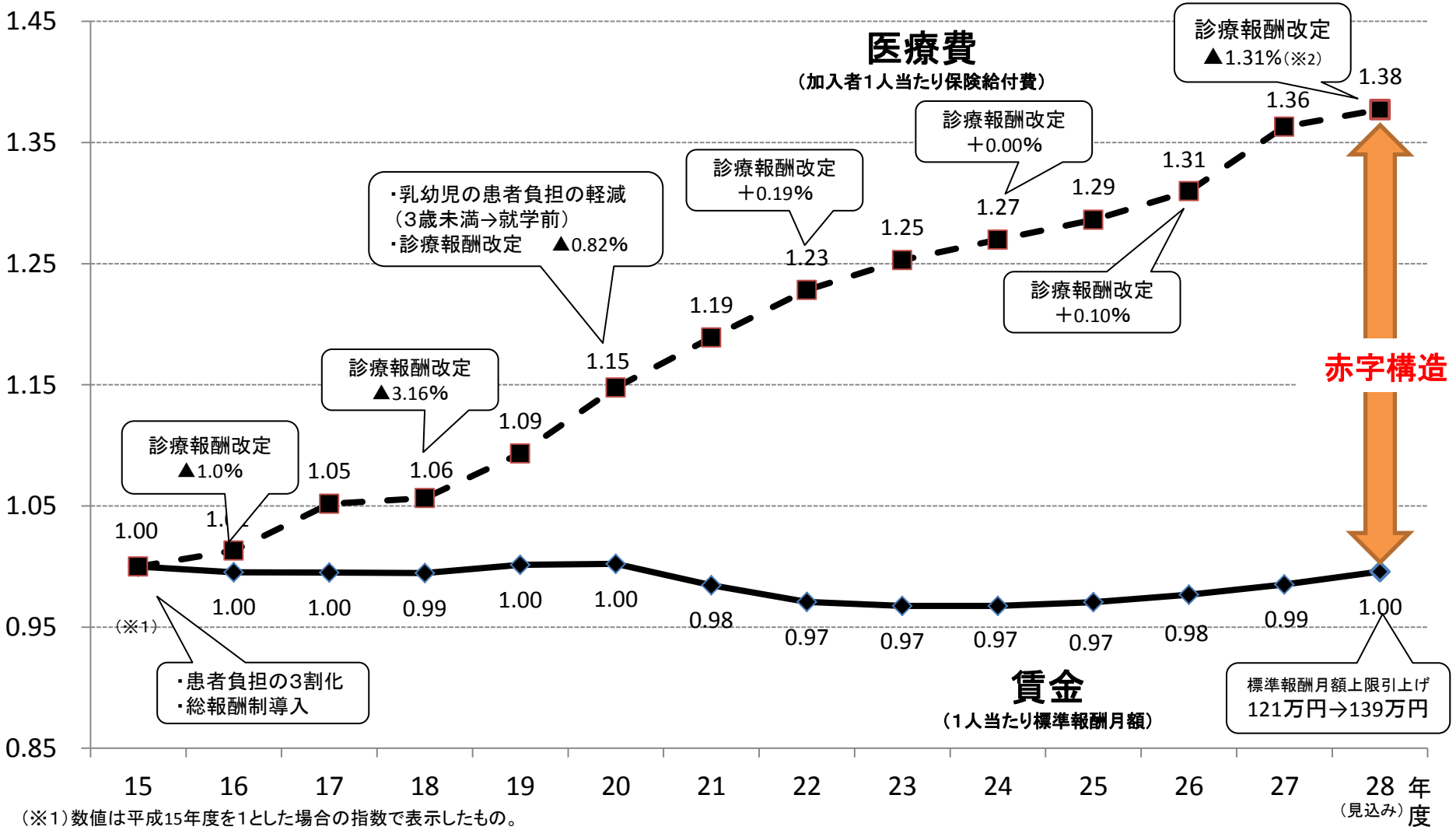

（※1）数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。
（※2）▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。